議案番号	件名
提案課名	内容
議案第32号	三田市の都市計画に関する基本的な方針の改定について
	【関係法令】 都市計画法(昭和43年法律第100号)
都市政策課	【趣 旨】 三田市の都市計画に関する基本的な方針(三田市都市計画マスタープラン)は、都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、中長期的な視点から、地域の特性に応じた土地利用、道路や公園など都市施設、市街地開発事業の整備の方向性のほか、生活像、産業創造、都市交通、自然的環境などに関する将来ビジョンを明確化し、その実現に向けた方策を示す都市計画に関す総合的な計画である。 このたび、市の上位計画である第 5 次三田市総合計画が令和 4 年 4 月に策定されたことをうけ、三田市の都市計画に関する基本的な方針の改定を行う。
	【計画期間】 令和5年度から令和14年度まで(10年間) 【施行日】(公表) 令和5年4月1日